

JIS

白熱電球類の安全仕様－第 3 部：ハロゲン電球 (自動車用を除く)

JIS C 7551-3 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 2 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小田 哲治	東京大学
(委員)	池田 久利	IEC/SB1 委員 (東京大学)
	岩本 佐利	社団法人日本電機工業会
	大石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	長田 明彦	社団法人日本配線器具工業会
	香川 利春	東京工業大学
	亀田 実	社団法人日本電線工業会
	京橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住谷 淳吉	財団法人電気安全環境研究所
	島田 敏男	社団法人電気学会
	鈴木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	高橋 健彦	関東学院大学
	豊馬 誠	電気事業連合会
	徳田 正満	東京大学
	中村 禎之	社団法人日本電機工業会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前田 育男	IDEC 株式会社
	山田 秀	筑波大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.6.20 改正：平成 23.2.21

官 報 公 示：平成 23.2.21

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般的安全要求事項	5
4.1 一般的要求事項	5
4.2 表示	5
4.3 口金	5
4.4 セルフシールドハロゲン電球の最大紫外放射	6
4.5 低電圧低封入圧ハロゲン電球のガス圧	6
4.6 電圧区分 B 又は C のセルフシールドハロゲン電球の寿命末期の安全性	6
4.7 照明器具設計のための参考情報	6
5 検査	6
5.1 検査	6
附属書 A (規定) 包装容器への図記号 (ピクトグラム)	7
附属書 B (規定) 低封入圧ハロゲン電球の封入ガス圧測定方法	9
附属書 C (参考) 照明器具設計のための参考情報	10
附属書 D (規定) 設計試験の適合条件	14
附属書 E (参考) ハロゲン電球のガラス球温度の測定方法	15
附属書 F (規定) セルフシールドハロゲン電球 (P 記号付き以外) の強制破損試験方法	16
附属書 JA (規定) セルフシールドハロゲン電球 (P 記号付き) の寿命末期の安全性確認方法	18
参考文献	20
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	25

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 7551-3:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7551 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7551-1 第 1 部：一般照明用白熱電球

JIS C 7551-2 第 2 部：一般照明用白熱電球と互換性のあるハロゲン電球

JIS C 7551-3 第 3 部：ハロゲン電球（自動車用を除く）

白熱電球類の安全仕様— 第 3 部：ハロゲン電球（自動車用を除く）

Incandescent lamps—Safety specifications— Part 3: Tungsten halogen lamps (non-vehicle)

序文

この規格は、2008 年に第 1.2 版として発行された IEC 60432-3 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所及び附属書 JA は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JB に示す。

1 適用範囲

この規格は、次の用途に使用する定格電圧 250 V 以下のハロゲン電球の安全性及び互換性について規定する。ただし、非常時用照明器具用、自動車用、航空機用及びそれに類する用途のハロゲン電球は、この規格の適用範囲外とする。

- a) 光学機器用（映画映写用及びスチール写真用電球を含む。）
- b) 舞台・スタジオ・写真用
- c) 一般照明用両口金形
- d) 特殊用
- e) 一般照明用片口金形
- f) 舞台照明用

この規格は、JIS C 7551-2 で規定する、一般照明用白熱電球に直接代替可能な片口金一般照明用ハロゲン電球は対象としない。

注記 1 ハロゲン電球の性能に関する要求事項は、JIS C 7527 に規定する。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60432-3:2008, Incandescent lamps—Safety specifications—Part 3: Tungsten-halogen lamps
(non-vehicle) (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。